03 よくあるご質問

Q 法律の知識がなくても大丈夫でしょうか。

A 検察審査員の職務は、検察官の不起訴処分が国民の常識に合致しているか否かを判断することですから、法律的な専門知識は必要ありません。審査に必要な場合には、法律上の問題点等について審査補助員（弁護士）の助言を求めることもできます。

Q 検察審査員を辞退することはできないのですか。

A 検察審査会制度は、広く国民の皆さまに参加していただく制度ですので、原則として辞退はできません。ただし、国民の皆さまの負担が過重なものにならないようにとの配慮などから、例えば、70歳以上の方や学生の方は辞退することができます。また、重い病気などのやむを得ない事情により、検察審査員の職務を行うことが難しいと検察審査会が認めた場合にも辞退することができます。

Q 第2群、第3群、第4群の候補者ですが、現時点で辞退の申出ができますか。

A 第2群、第3群、第4群の候補者の方については、なるべく検察審査員が選ばれる時期に近いところのご事情を伺いたいため、後日質問票をお送りします。辞退を申し出る理由等は、質問票に記載していただくことになりますので、質問票が届くまでお待ちください。

04 その他

» 検察審査員候補者に選ばれた方の疑問や不安にお答えするために専用コールセンターを設置しています。少しでもご不明な点があれば、「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」に記載された電話番号に遠慮なくお電話ください。

» 身体の不自由などの理由によりお手伝いを必要とされる方が検察審査員・補充員に選ばれた場合、会議に参加しやすいよう準備しますので、質問票の記載欄に要望等をご記入ください。また、ご不明な点があれば、検察審査会事務局にお問い合わせください。

» 検察審査会制度に関する説明は、検察審査会ウェブサイトにも掲載しておりますので、是非ご覧ください。

検察審査会ウェブサイト

https://www.courts.go.jp/about/sonota/kensin/index.html

はじめにお読みください！

検察審査員候補者となられた方へ



検察審査会制度は、検察官が被疑者を起訴しなかったことが相当であったかを、国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が審査する制度です。

今回のお知らせは、あなたが令和9年の検察審査員候補者名簿に記載され、**検察審査員に選ばれる可能性がある**ことを、あらかじめお伝えするものです。

現時点では、検察審査員に選ばれたわけではありません。

なお、検察審査会制度は、裁判員制度とは異なる制度です。

今後、候補者の皆さまから、「質問票」により個別に事情をお伺いした後、検察審査会事務局が行うくじで検察審査員が選ばれます。選ばれた場合には、別途書面によりお知らせします。

まずは、ご自身がどの群（グループ）の候補者となっているか、同封の「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」を見て確認してください。
各群の検察審査員が選ばれる時期や選ばれた場合の任期は次のとおりです。

	第1群の方	第2群の方	第3群の方	第4群の方
候補者の方へのお願い	「質問票」を同封しています。 「質問票」に記入し、返信用封筒に入れて、返送してください。	現時点でしていただくことはありません。 それぞれ次の時期に「質問票」をお送りしますので、それまでお持ちください。 第2群の方　令和9年1月中旬頃 第3群の方　令和9年4月中旬頃 第4群の方　令和9年7月上旬頃		
選ばれる時期	令和8年12月頃	令和9年3月頃	令和9年6月頃	令和9年9月頃
選ばれた場合の任期（6か月）	令和9年2月1日 〜 令和9年7月31日	令和9年5月1日 〜 令和9年10月31日	令和9年8月1日 〜 令和10年1月31日	令和9年11月1日 〜 令和10年4月30日

検察審査員に選任されるまでの流れや選任後の職務は次のページで！

01 検察審査員・補充員はどのように選ばれますか。

» 各市区町村の選挙管理委員会が行ったくじをもとに、検察審査会事務局において第1群から第4群までの群（グループ）ごとに「検察審査員候補者名簿」を作成し、名簿に記載された方にその旨の通知をします。

この通知が同封の「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」です。

» 質問票で皆さまのご事情をお伺いした後に、検察審査会事務局が行うくじにより、名簿に記載された方の中から、「検察審査員」と「補充員」が、群によって各5人または6人選ばれます。

検察審査員・補充員の選定

選挙管理委員会
- 有権者（衆議院議員選挙人名簿に登録された方）
- くじ
- 検察審査員候補者の予定者400人（各群100人×4群）

名簿送付

検察審査会事務局
- 検察審査員候補者400人（各群100人×4群）
- 名簿記載のお知らせ（現在）
- くじ
- 検察審査員・補充員 各5人または6人
- （必要に応じて）補充員の追加選定

ワンポイントメモ



「検察審査員」と「補充員」とは？

「検察審査員」は、検察審査会の構成員となり、検察審査会議に参加します。「補充員」は、検察審査員が欠員となったり、欠席したときに、その代わりを務めます。

» 最初のくじにより検察審査員・補充員に選ばれなかったとしても、検察審査員・補充員に欠員が生じた場合には、各群の任期が終了するまでの間は、追加の補充員として選ばれることがあります。

02 検察審査員・補充員の職務はどのようなものですか。

» 検察審査員・補充員に選ばれた後は、**月に、一、二回程度**（全国平均）開催される検察審査会議に出席していただくことになります。

» 検察審査会議では、検察庁から取り寄せた捜査記録などを見て、検察官の不起訴処分が相当であったのかについて、審査を行います。

ワンポイントメモ



「不起訴処分」とは？

検察官が、犯人の処罰を求めて裁判にかけることを「起訴」といい、起訴しない処分を「不起訴処分」といいます。不起訴処分には、犯罪の嫌疑がないことまたは十分でないことを理由とするものや、犯罪の嫌疑は認められるが、犯人や犯罪等に関する事情により起訴する必要がないことを理由とするものなどがあります。

» 審査を終えると、通常、次の3つのうちいずれか1つの議決を行い、その結果を地方検察庁の検事正や審査申立人に通知します。

起訴相当または不起訴不当の議決をすると、検察官は議決の結果を受けて再びその事件を捜査します。



起訴相当

「検察官の不起訴処分は間違っている。起訴すべきだ。」という判断をした場合

不起訴不当

「検察官の不起訴処分には納得できない。もっと詳しく捜査した上で起訴・不起訴の処分を決めるべきだ。」という判断をした場合

不起訴相当

「検察官の不起訴処分は相当だ。」という判断をした場合

» 検察審査会議に出席した際には、政令に基づき日当と交通費が支払われます。

» 検察審査会議は非公開で行われ、会議において検察審査員が行う評議の内容などを外部に漏らすことはできません。ただし、経験した感想などを話すことは差し支えありません。

経験者の声

実際に検察審査員になられた方の感想を紹介します

検察審査員に選出されるまで検察審査会という制度があることを全く知らず、そんな大役が務まるだろうかと不安でしたが、一般人の常識でチェックを加えることは大切なことだと感じました。



会議では、審査員の一人ひとりの価値観や受け止め方で解釈が違い、いろいろな側面から検討できる検察審査会の意義を感じました。検察審査会は普段の生活と違うところで人の役に立つことができる機会と考えます。機会があれば多くの人に経験してほしいと思いました。



不起訴処分が妥当であったのかの答えを出すには、とにかく意見を出し合うことが大切でした。関係者の人生に大きくかかわることであり、この重大な会議に参加できたことは、大変貴重な経験となりました。

